

## 西宮市教育委員会ハラスメント対策委員会の設置及び運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市立学校園におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント並びに妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）に関連する事案に西宮市教育委員会が適切に対処するために、西宮市教育委員会ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### (対策委員会の構成)

第2条 対策委員会の委員は、次の各号に掲げる職員で構成する。

- (1) 教育委員会参与（人事担当）
- (2) 学校教育部長
- (3) 人事課長
- (4) 教育総務課長
- (5) 教育人事課長
- (6) 教育職員課長
- (7) 対策委員会が必要と認めるときは、委員長が指名する職員

2 委員長は教育委員会参与（人事担当）を、副委員長は学校教育部長をもって充てる。

3 対策委員会の庶務は、教育人事課と教育職員課が共同して処理する。

### (対策委員会の運営等)

第3条 委員長は、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策委員会の会議は、委員長が招集する。

4 対策委員会は、構成員の過半数の出席がなければ開会できない。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を請求することができる。

7 委員長は、真に緊急やむを得ないと認めるときは、会議の開催に代えて書面による委員の合議決裁により議事を決することができる。

### (ハラスメントの解決のための任務)

第4条 対策委員会は、ハラスメントに関連する事案の対応を迅速かつ円滑に行うため、次の各号に掲げる事務を統括する。

- (1) 相談窓口を設置する。
- (2) 協議の結果、必要と判断した場合は、関係者に対してヒアリング調査等を実施する。

- (3) 協議の結果、必要と判断した場合は、関係機関に調査等を依頼する。
- (4) 協議の結果、必要と判断した場合は、弁護士等を専門委員に委嘱し、対策委員会が統括する事務に関する助言等を求める。
- (5) ヒアリング調査等を実施した場合は、その結果と今後の方針を相談者と教育長に報告する。
- (6) ヒアリング調査等によって、ハラスメントの事実が確認され、行為者に対して注意、指導、助言又は懲戒処分等の人事上の措置があった場合は、その結果を相談者に報告する。

(相談窓口の構成と任務)

第5条 相談窓口の担当者(以下「窓口担当者」という。)は、教育人事課又は教育職員課の職員とする。ただし、対策委員会が必要と認めるときは、窓口担当者を別途指名することができる。

2 対策委員は、窓口担当者を兼ねることができる。

3 窓口担当者は、ハラスメントに関する相談及び苦情等の申し立てを受け付け、相談内容及び申立人の意思を対策委員会に報告する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。